

【Q&A集】介護分野・障がい分野・子育て分野共通事項（令和3年2月4日時点）

掲載日	質問	回答
1	R3.2.4 どのような流れで申請したらよいのか。また、補助金はいつ支払われるのか。	<p>県長寿社会課のホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成の上、県に郵送で提出してください。なお、当補助金は、交付申請と実績報告を同時に提出していただく取扱としています。このため、感染予防の取組に係る経費の支出額（令和3年1月14日～令和3年3月31日までに購入したものに限り）が確定した後、県に申請していただくことになります。</p> <p>申請内容に記載された感染対策に問題なく審査が完了した場合には、申請日から30日以内に交付決定・額確定通知をメールにてお知らせします。</p>
2	R3.2.4 補助金はいつ振り込まれるのか？また、補助金が振り込まれた後にどのような手続きが必要か	<p>具体的な支払日時は、申請から30日以内にお知らせする交付決定・額確定通知でお知らせしますが、交付決定通知後1～2週間程度でのお振込みを想定しています。なお、当補助金は交付申請と実績報告を同時に申請する方式のため、振込後に実績報告等の書類を提出していただく必要はありません。</p>
3	R3.2.4 補助金の申請期限は？	令和3年5月31日までにになります。
4	R3.2.4 補助金の上限額は、事業所・施設の規模に関わらず、一律、20万円なのか？	お見込のとおりです。
5	R3.2.4 補助金の対象に消費税は含まれるのか？	消費税は対象になりません。申請書には領収書等の税抜き価格を記載してください。
6	R3.2.4 補助金は、いつからいつまでに購入した経費が補助対象になるのか？	<p>令和3年1月14日以降に発注し、令和3年3月31日までに支払・納品が完了したものが対象になります。なお、新型コロナウイルスの影響（品物の在庫不足等）により、納品が令和3年4月1日以降にずれ込んだ場合も対象となります。</p>
7	R3.2.4 インターネットで商品を購入したため領収書の発行を受けられない場合、通帳の引き落とし履歴のコピーを証拠書類とすることは可能か？（支払金額と支払先は通帳に記入されている）	可能です。
8	R3.2.4 介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で提供している場合、感染対策に係る経費は按分により介護・障がい分それぞれで申請が可能であり、それぞれ上限額まで申請ができるという認識でよろしいでしょうか。	<p>介護、障がいそれぞれの事業において、感染対策にかかる経費が発生すると考えられますので、按分の上、それぞれのサービス上限額まで申請することが可能です。</p>
9	R3.2.4 別の補助金により購入したものに、当補助金を利用することはできないのか？	<p>別の補助金と対象経費を同一とするものに対して、当補助金を充当することは認められません。</p> <p>（例）オンライン面会用のタブレットを5台（6万円×5）購入し、5台全てについて別の補助金を充当。→5台ともに補助金の対象にはならない。</p> <p>（例）オンライン面会用のタブレット5台を購入し、そのうち3台について別の補助金を利用した。→補助金を利用していない2台についてのみ当補助金を利用することが可能。</p>